

中央教育審議会生涯学習分科会  
「学習成果の評価の在り方に関する作業部会」第1回

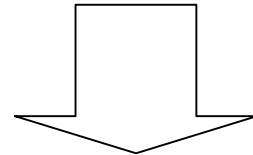
学習成果の評価の在り方に関する作業部会における  
検討資料(案)

平成18年10月17日(火)

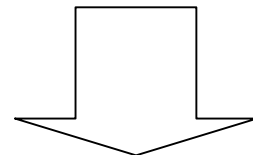
# 教育基本法案

## 教育基本法改正 第3条(生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。



- ・生涯学習の“評価制度”の創設を検討。
- ・また、“評価制度“を活用した、高度な資格を創設し、地域で活躍する人材育成に資することも要検討。



併せて、生涯学習関連法の改正が求められているところ。

## 検討すべき論点

- A: 評価制度の必要性
- B: 誰が、C: 何を対象に、D: どのような基準で、E: どのような手続に基づいて、評価するのか
- F: 評価されたものの扱い
- G: 評価の効果